

人権教育推進(児童生徒支援)教員の任務について

人権教育推進(児童生徒支援)教員は、設置要綱に基づき、主として次の任務を遂行するものとする。その際、学校長の指導及びすべての職員との連携・協力のもと、各校の実態に応じた取組をコーディネートし、組織的に人権教育を推進することとする。

1 課題をもつ児童生徒への支援

- (1) 学習指導上の課題についての支援を行う。
- (2) 日常生活や生徒指導上の課題についての支援を行う。
- (3) 進路指導上の課題についての支援を行う。
- (4) 課題をもつ児童生徒及び保護者への相談等を行う。
- (5) 各種奨学金制度等に関する情報収集・提供、相談等を行う。
- (6) その他

2 校内人権教育の推進

- (1) 人権教育を推進するための組織を組み立てる。
- (2) 人権教育推進のための全体計画を管理職とともに立案する。
- (3) 人権教育推進のための年間指導計画を各学年部の教職員とともに立案する。
- (4) 人権教育についての研修計画の立案と資料の提供をする。
- (5) 学校としての取組の点検・評価を定期的に行い、すべての職員の共通理解のもと、今後の指導の改善につなげる。
- (6) その他

3 資料の収集と教材化

- (1) 実態調査(学力・体力・人権意識等)の計画・立案を行う。
- (2) 具体的実践例の収集を行う。
- (3) 地域の人権に関わる資料等の発掘や学習教材づくりに努める。
- (4) 人権教育学習資料集「なかまとともに」等の学習資料の研究を行い、その活用を図る。
- (5) 参考図書や行政施策等の資料の収集を行う。
- (6) その他

4 地域、関係機関等との連携

- (1) PTAにおける人権教育推進体制を確立するための援助を行う。
- (2) 関係機関・団体等との連絡調整を行う。
- (3) 社会教育関係機関・団体並びに福祉関係機関との連絡調整を行う。
- (4) 幼稚園・保育所(園)・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校との連携を図る。
- (5) その他